

黒部市告示第20号

黒部市ホームページ広告掲載実施要領を次のように定める。

平成19年3月20日

黒部市長 堀内 康男

黒部市ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、黒部市がインターネット上に公開している黒部市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いに関し、黒部市広告掲載要綱（平成18年黒部市告示第155号。以下「要綱」という。）に定められたもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、要綱第3条第1項及び同条第2項に定めるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (2) 法律で禁止されている商品や、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- (4) 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(広告の規格等)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地40ピクセル、左右200ピクセル
- (2) 画像形式 J P E G、P N G、G I F（アニメーション可）のいずれかとする

(3) データ容量 10キロバイト以下

2 広告の掲載位置、掲載順序及び掲載数は別に定める。

(掲載料金)

第4条 広告掲載料は月額5,000円とする。

(広告掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、連続して掲載する期間は最大12箇月とする。

2 広告は、掲載開始日の午前10時までに掲載を開始し、掲載終了日の午後5時を持って終了する。

3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切上げ）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として市ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市ホームページに広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、黒部市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案（電子データ含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込者から申請があったときは、広告掲載の適否を決定し、黒部市ホームページ広告（不）掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

3 黒部市入札参加資格申請をしていない申込者は、納税証明書を添付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は第3条の規定に基づき作成し、別途指示する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主（第7条第2項の規定により広告掲載の承認を受けたものをいう。以下同じ。）の負担とする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 市長は、要綱第11条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当

する場合は、広告の掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖された場合

(2) 広告主又は広告の内容が、不適當であると判明した場合

2 前項の規定により広告掲載を中止した場合においては、既に納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載に当たっての遵守事項等)

第11条 要綱第10条第1項第2号に規定する責任の所在は、リンク先のページに明記するものとする。

附 則

この告示は、平成19年3月20日から施行する。